

〔研究ノート〕

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に 関する予備的考察*

吉 田 達 矢

名古屋学院大学国際文化学部

要 旨

本稿は、明治から昭和前半期（昭和20年以前）までの期間に名古屋市に在留した外国人に関して考察する際に主に利用される『名古屋市統計書』や、『愛知県統計書』・『愛知県警察統計表』など他の史料の記録内容を相互に比較して、各史料の史料的价值や特徴について検討した。『名古屋市統計書』は明治28～昭和13年（1895～1938）間の毎年の外国人数を記しており、名古屋市に居住していた外国人数の変遷を考察するには最適の史料といえる。ただし、『名古屋市統計書』が扱っている44年の期間のなかで、他の史料の記録も存在している年代はその約半数にも及んでいる。そして、『名古屋市統計書』と他の史料では、記録内容が異なっており、ほとんどの数値が一致しない。つまり、複数の史料が利用できる年代については『名古屋市統計書』以外の史料も参照する必要がある。

キーワード：名古屋市，在留外国人，戦前期，統計史料

A preliminary study of foreign residents in Nagoya from Meiji to early Showa era

Tatsuya YOSHIDA

Faculty of Intercultural Studies
Nagoya Gakuin University

※本研究は名古屋学院大学研究助成（共同課題研究：「宗教と民族の対立・交流の現代歴史学的研究」（2017年度））を受けたものである。

はじめに

名古屋市は毎年8月を「名古屋市多文化共生推進月間」としており、「多文化共生都市」を目指している¹⁾。この目標を実現するためには、近代以降の名古屋市でどのように外国人が暮らしてきたのかという問題を明らかにすることも重要だと思われる。

明治以降の名古屋市に在留した外国人に関する研究を行う際に、彼らの人数について主に参照される史料は『名古屋市統計年報』あるいは『名古屋市統計書』(以下『名古屋市統計書』に統一)²⁾であろう。たとえば、張慧婧は20世紀初め以降の名古屋市在住の「中国人」の人数については『名古屋市統計書』を利用している³⁾。筆者も名古屋市在住のタタール人コミュニティに関する論考において同史料を参照した⁴⁾。

ところが、近代の名古屋市に在留した外国人数を記した史料は『名古屋市統計書』だけではなく、複数存在している。このことを踏まえ、以下では近代(具体的には、後述するように明治28年(1895)～昭和13年(1938)までの期間)の名古屋市に在留した外国人についての考察における、『名古屋市統計書』やそのほかの統計史料の史的価値、および各統計史料の特徴についても明らかにする。

なお、名古屋市総務局行政部統計課が編集した『名古屋市百年の年輪—長期統計データ集—』では、「国籍別在住外国人数」に関して昭和30年(1955)以前の統計数は記されていない⁵⁾。また本稿では、旧字体はできるだけ現代風に改めた。

1. 各史料の概要

1.1 『名古屋市統計書』

名古屋市が編纂した統計書である『名古屋市統計書』の第1回(明治32年(1899)版)は、明治33年(1900)12月に刊行された。その後、『名古屋市統計書』はほぼ毎年出版された。在留外国人⁶⁾に関しては、第1回に明治28～32年(1895～99)各年の人口数、以降の各回ではそれぞれの年の人口数が記されており、昭和13年(1938)末までの統計記録が公表されている。表1-1～5は、『名古屋市統計書』が在留外国人数を記している明治28～昭和13年(1895～1938)までの期間のうちで、ほかの史料と重なる年代の記録のみを示したものである。

次に、何が記録されているかについては、基本的には毎年、国(籍)ごとの男性と女性の各人数である。さらに、明治41～42年(1908～09)と大正15・昭和元年(1926)～昭和4年(1929)の記録は警察署ごと、明治43年(1910)～大正14年(1925)は区ごとに国(籍)別の男性と女性の人口数が記されており、昭和5年(1930)以降は区や警察署ごとの人口数は記されなくなり、かわりに国ごとの世帯数が記されている。各年の記録がいつの時点の数値かについては、明治28～42年(1895～1909)までのものについては記載がなく、明治43～昭和6年(1910～31)は各年「12月31日」、昭和7～8年(1932～33)は単に「昭和7あるいは8年」、昭和9～13年(1934～38)は「昭和〇年末」と記されている⁷⁾。

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

表 1-1^{*1}:『名古屋市統計年報』に記載されている在留外国人人口 (明治 28～32 年)

年代 国名 ^{*2}	明治 28 (1895)	明治 29 (1896)	明治 30 (1897)	明治 31 (1898)	明治 32 (1899)
アメリカ	18 (17) ^{*3}	19 (15)	9 (15)	14 (13)	14 (16)
イギリス	4 (4)	5 (6)	3 (5)	5 (4)	5 (9)
フランス	1	1	1	1	3
ドイツ			1	1	1
合計	23 (21)	25 (21)	14 (20)	21 (17)	23 (25)

※1: 表 1-1～5 は、『名古屋市統計年報』第 1 回 (明治 31 年)～第 9 回 (明治 40 年),『名古屋市統計書』第 10 回 (明治 41 年)～第 40 回 (昭和 13 年) をもとに作成。

※2: 表 1-1～5 の国名等と『名古屋市統計書』に記されている国名等はそれぞれ次のように対応している。
 アメリカ: 米国 (明治 28～昭和 13), イギリス: 英吉利 (明治 28～大正 14)・英国 (昭和元～13), カナダ: 加奈陀 (昭和元～13), フランス: 仏蘭西 (明治 28～大正 13)・仏国 (昭和 5～13), ドイツ: 独逸 (明治 28～昭和 13), オランダ: 和蘭陀 (昭和 6)・和蘭 (昭和 7～13), ポルトガル: ポルトガル (昭和 8～10), 中国: 清国 (明治 35～大正 3)・支那 (大正 4～昭和 4)・中華民国 (昭和 5～13), 韓国: 韓国 (明治 39～42), 満洲国: 満洲国 (昭和 10～13), ロシア: 露国 (大正 14～昭和 6)・旧露国 (昭和 7～13)・蘇連邦 (昭和 7～8), チェコスロバキア: チェツコスロバキア (昭和 7～13), スイス: 瑞西 (昭和 11～13), トルコ: 土耳古 (昭和 6), フィリピン: 比律賓 (明治 43～昭和 13), タイ: 暹羅 (昭和 11～13), その他: 比律賓加奈陀印度其他 (大正元～大正 12)・其他 (大正 13～昭和 5, 10～13)

※3: 表 1-1～5 における各数値は, () なしの数字は男性, () 内の数字は女性の人数。

表 1-2:『名古屋市統計年報』に記載されている在留外国人人口 (明治 33～38 年)

年代 国名	明治 33 (1900)	明治 34 (1901)	明治 35 (1902)	明治 36 (1903)	明治 37 (1904)	明治 38 (1905)
アメリカ	13 (14)	13 (14)	9 (20)	13 (19)	15 (20)	15 (22)
イギリス	5 (4)	5 (3)	4 (8)	1 (5)	1 (5)	1 (6)
フランス	2	3	3	1 (1)	3	4
ドイツ	1					
中国			1	11	15	15
合計	21 (18)	21 (17)	17 (28)	26 (25)	34 (25)	35 (28)

表 1-3:『名古屋市統計年報』・『名古屋市統計書』に記載されている在留外国人人口 (明治 39～44 年)

年代 国名	明治 39 (1906)	明治 40 (1907)	明治 41 (1908)	明治 42 (1909)	明治 43 (1910)	明治 44 (1911)
アメリカ	7 (20)	23 (21)	12 (18)	9 (15)	12 (16)	12 (15)
イギリス	2 (7)	2 (6)	1 (3)	1 (4)	3 (8)	10 (8)
フランス		1	2 (1)	1	1	
ドイツ	1	3 (3)	1 (1)	2	2 (1)	4 (1)
中国	6	6	5	6 (1)	25 (1)	33 (2)
韓国	1	1	4	10		
フィリピン					1	2
合計	17 (27)	36 (30)	25 (23)	29 (20)	44 (26)	61 (26)

表 1-4：『名古屋市統計書』に記載されている在留外国人人口（大正元年～大正 6 年）

年代 国名	大正元 (1912)	大正 2 (1913)	大正 3 (1914)	大正 4 (1915)	大正 5 (1916)	大正 6 (1917)
アメリカ	15 (12)	18 (12)	19 (10)	14 (13)	18 (19)	13 (13)
イギリス	5 (4)	7 (5)	2 (1)	4 (6)	7 (6)	2 (1)
フランス	1	1	1			
ドイツ	4 (1)	3 (1)	3 (1)	4 (1)	4 (1)	5 (1)
中国	47 (6)	41 (5)	51 (6)	38 (5)	32 (4)	35 (1)
その他	13 (4)		7 (5)			8 (7)
合計	85 (27)	70 (23)	83 (23)	60 (25)	61 (30)	63 (23)

表 1-5：『名古屋市統計書』に記載されている在留外国人人口（昭和 6, 10, 12～13 年）

年代 国名	昭和 6 (1931)	昭和 10 (1935)	昭和 12 (1937)	昭和 13 (1938)
アメリカ	18 (28)	18 (19)	10 (2)	18 (19)
イギリス	16 (16)	8 (6)	20 (19)	9 (8)
カナダ		5 (8)	3 (4)	2 (1)
フランス			1	
ドイツ	19 (15)	22 (19)	32 (19)	25 (29)
オランダ	1 (1)	4 (2)	4 (2)	2 (1)
ポルトガル		3 (3)		
チェコスロバキア		1 (1)	1 (1)	1
スイス			1	2
中国	491 (94)	362 (156)	155 (72)	153 (68)
満州国		12 (3)	10 (2)	9 (2)
ロシア	28 (22)	33 (28)	29 (26)	26 (24)
トルコ	3 (2)			
フィリピン			1	2
タイ			8	9
その他		8	4	2
合計	576 (178)	476 (245)	279 (147)	260 (152)

1.2 『愛知県警察統計表』⁸⁾

愛知県警察部警務課などによって編纂・刊行された本史料は、明治31年（1898）のものに名古屋市の「外国人僑寓国別」と「外国人僑寓署別」の記録があり、以降、明治33～36、38年（1900

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

～1903, 1905)の名古屋市在留の外国人の記録がある(明治34年(1901)以降は「外国人居住国別」と「外国人居住署別」)。各巻には「警察区画」として各警察署の所在地が記されているので、「外国人僑寓署別」あるいは「外国人居住署別」から各年の名古屋市の外国人人口が分かる(表2参照)。記録内容については、各年の警察署ごとの国(籍)別の戸数と人口の、月ごとの数値を記している。なお、表2にある「英吉利西」と「大不列顛」をどのように区別しているのかは不明である。

表2：『愛知県警察統計表』に記載されている在留外国人人口^{*1}

年	月	米 ^{*2}	英	大	仏	独	中	朝	露	合計
		明 31	1	10/25 ^{*3}	3/12		1/1			1/3
2	10/25		3/12		1/1			1/3		15/41
3	10/27		2/9		1/1	1/1		1/3		15/41
4	10/27		2/9		1/1			1/3		14/40
5	10/27		2/9		1/1			1/3		14/40
6	10/27		3/10		1/1	1/2				15/40
7	10/27		2/8		1/1	1/2				14/38
8	10/27		2/8		1/1	1/2				14/38
9	10/25		2/8		1/1	1/2				14/36
10	10/25		2/8		1/1	1/2				14/36
11	11/28		2/8		1/1	1/2				15/39
12	11/28		2/8		1/1	1/2				15/39
明 32	記 録 な し									
明 33	1	11/32	3/13		2/3	1/1				17/49
	2	11/32	3/13		2/3	1/1				17/49
	3	11/32	5/13		2/3	1/1				19/49
	4	11/32	4/13		2/3	1/1				18/49
	5	11/32	3/13		2/3	1/1				17/49
	6	11/28	3/13		2/3	1/1				17/45
	7	11/28	2/8		2/3	1/1				16/40
	8	10/28	2/8		2/3	1/1				15/40
	9	10/28	2/8		2/3	1/1				15/40
	10	10/28	2/8		2/3	1/1				15/40

名古屋学院大学研究年報

明 33	11	10/28	2/8		2/3	1/1				15/40
	12	10/28	3/11		2/3	1/1				16/43
明 34	1	13/33	3/11		2/3	1/1				19/48
	2	13/33	3/11		2/3	1/1				19/48
	3	13/33	2/8		1/2	1/1				17/44
	4	12/32	2/8		1/2	1/1				16/43
	5	12/32	2/8		1/2	1/1				16/43
	6	12/32	2/8		1/2	1/1				16/43
	7	11/31	2/8		1/2	1/1				15/42
	8	10/29	2/8		1/2	1/1				14/40
	9	10/29	2/8		1/2	1/1				14/40
	10	10/29	2/8		1/3	1/1				14/41
	11	10/29	2/8		1/3	1/1				14/41
	12	9/25	2/8		1/3	1/1				13/37
明 35	1	10/31	2/4	2/9	2/4	1/1				17/49
	2	10/31	2/4	2/9	2/4	1/1				17/49
	3	10/31	2/4	2/9	1/3	1/1				16/48
	4	10/32	2/4	2/9	1/3	1/1				16/49
	5	9/33	2/4	2/9	1/3	1/1				15/50
	6	9/33	2/4	2/9	1/3	1/1				15/50
	7	9/33	2/4	2/9	1/3	1/1				15/50
	8	9/33	2/4	2/9	1/3	1/1				15/50
	9	8/33	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			15/51
	10	8/33	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			15/51
	11	8/34	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			15/52
	12	8/34	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			15/52
明 36	1	10/38	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			17/56
	2	10/38	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			17/56
	3	10/38	2/4	2/9	1/3	1/1	1/1			17/56
	4	8/34	2/4	2/6	1/2	1/1	1/1			15/48
	5	9/37	2/4	2/6	1/2	1/1	2/10			17/60
	6	9/36	2/4	2/6	1/2	1/1	2/10			17/59
	7	9/36	2/4	2/6	1/2		2/10			16/58
	8	9/36	2/4	2/6	1/2		3/13			17/61

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

明 36	9	9/36	2/4	2/6	1/2		4/13			18/61
	10	9/31	2/4	2/6	1/3		3/9			17/53
	11	9/27	2/4	2/6	1/2		4/12			18/51
	12	10/32	2/4	2/7	1/2		5/12			20/57
明 37	記 録 な し									
明 38	1	11/36	4/9		1/2		2/11			18/58
	2	11/39	4/11		1/2		1/9			17/61
	3	11/39	4/11		1/2		1/9			17/61
	4	11/39	4/11		1/2		1/5			17/57
	5	11/40	4/11		1/2		1/5		1/2	18/60
	6	11/40	4/11		1/2		1/5		1/2	18/60
	7	11/40	4/11		1/2		1/5		2/3	19/61
	8	11/40	4/11		1/2		1/5		1/1	18/59
	9	11/40	4/11		1/3		1/5			17/59
	10	11/40	4/11		1/3		1/5			17/59
	11	11/41	4/11		1/3		1/5			17/60
	12	12/38	4/9		1/1		1/5			18/53

※1：『愛知県警察統計表』明治31～38年をもとに作成。

※2：表2の国名と『愛知県警察統計表』に記されている国名とはそれぞれ次のように対応している。米：亜米利加，英：英吉利西，大：大不列顛，仏：仏蘭西，独：独逸，中：支那，朝：朝鮮，露：露西亞

※3：各数値はそれぞれ、斜線の左側が戸数，右側が人口数。

1.3 『愛知県統計書』

愛知県編纂の公式統計記録である『愛知県統計書』の第1巻は、明治11～12年（1878～79）を扱い、明治14年（1881）に刊行された。「郡市」ごとの「在留外国人」に関する記録が記されるようになるのは、明治40年（1907）である。以降、大正6年（1917）まで毎年の記録が存在する（表3-1・2参照）。

記録内容については、大正3年（1914）までは国（籍）別の戸数と人口の、月ごとの数値を記している。大正4～5年（1915～16）はそれぞれ12月31日時点の「在留朝鮮（人）及外国人」（男・女）と「在留外国人の国籍別」（人数のみ）、大正6年（1917）は12月31日時点の「管内在留の朝鮮人、台湾人及び外国人（樺太人なし）」（男・女）と「在留外国人の国籍別」（人数のみ）を記している。なお、上記の『愛知県警察統計表』と異なり、『愛知県統計書』においては「英国あるいは英吉利」と「大不列顛国」はほぼ同義と思われる。

表3-1：『愛知県統計書』に記載されている在留外国人人口^{*1}

年	月	米 ^{*2}	英	大	仏	独	中	韓	他	合計
		明 40	1	15/42 ^{*3}		3/6	1/1	1/1	2/3	
2	14/41			3/6	1/1	1/1	2/4			21/53
3	14/40			3/6	1/1	1/1	2/4			21/52
4	14/40			3/6	1/1	1/1	2/5			21/53
5	14/40			3/6	1/1	2/2	2/3			22/52
6	17/46			3/6	1/1	2/2	2/3			25/58
7	18/46			3/6	1/1	3/3	2/4			27/60
8	18/49			3/6	1/1	3/3	2/5			27/64
9	18/50			3/6	1/1	3/3	2/5			27/65
10	18/50			3/6	1/1	3/3	2/5			27/65
11	17/49			3/6	1/1	3/3	2/5			26/64
12	17/50			3/6	1/1	2/2	2/5	0/1		25/65
明 41	1	17/49		4/5	1/1	1/1	3/4	0/2		26/62
	2	16/40		3/4	1/1	3/4	3/3	0/2		26/54
	3	16/41		3/4	1/1	3/4	2/4	0/2		25/56
	4	16/41		3/4	1/1	3/4	2/4	0/2		25/56
	5	16/41		3/4	1/1	3/4	3/9	0/2		26/61
	6	14/49		3/4	1/1	3/4	3/9	0/4		24/71
	7	13/44		3/4	1/1	3/4	3/9	0/4		23/66
	8	13/48		3/4	1/1	3/4	3/9	0/4		23/70
	9	13/48		3/4	1/1	3/4	4/12	0/4		24/73
	10	11/37		3/4	2/3	3/4	4/12	0/4		23/64
	11	11/37		3/4	2/3	3/4	3/6	0/4		22/58
	12	11/30		3/4	2/3	2/2	0/4	0/4		18/47
明 42	1	10/30		3/3	1/1	2/2	2/3	1/6		19/45
	2	10/26		3/3	1/1	2/2	2/3	1/6		19/41
	3	9/25		4/4	1/1	2/2	3/4	1/6		20/42
	4	9/25		4/4	1/1	2/2	3/4	1/6		20/42
	5	9/25		4/4	1/1	2/2	2/3	1/6		19/41
	6	9/25		4/4	1/1	2/2	2/3	1/6		19/41
	7	9/26		4/4	1/1	2/2	2/2	1/6		19/42

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

	8	10/27		3/3	1/1	2/2	2/2	1/6		19/41
	9	10/27		3/3	1/1	2/2	2/2	1/6		19/41
	10	10/27		3/3	1/1	2/2	3/5	1/6		20/44
	11	10/27		3/3	1/1	2/2	3/5	1/6		20/44
	12	10/25		5/5	1/1	2/2	3/7	1/10		22/50
明 43	1	12/31	6/6		1/1	3/3	2/5		0/1 ^{*4}	24/47
	2	11/26	5/5		1/1	3/3	4/4		0/1	24/40
	3	11/28	6/7		1/1	3/3	4/4		0/1	25/44
	4	11/27	6/7		1/1	3/3	4/6		0/1	25/45
	5	11/27	6/7		1/1	3/3	4/10		0/1	25/49
	6	10/28	6/7		1/1	3/3	4/10		0/1	24/50
	7	9/25	6/8		1/1	3/3	4/11		0/1	23/49
	8	10/25	5/8		1/1	3/3	7/22		0/1	26/60
	9	10/25	5/8		1/1	3/3	6/26		0/1	25/64
	10	10/25	5/10		1/1	3/3	5/17		0/1	24/57
	11	10/26	5/10		1/1	3/3	5/31		0/1	24/72
	12	11/18	6/11		1/1	3/3	5/31		0/1	26/65
明 44	1	13/31	5/11		1/1	3/3	3/19			25/65
	2	13/31	5/11		1/1	4/5	3/19			26/67
	3	14/31	5/11			4/5	3/14			26/61
	4	13/28	6/14			4/5	3/14			26/61
	5	12/25	7/17			4/5	3/14			26/61
	6	12/25	7/17			4/5	3/14			26/61
	7	12/26	7/17		1/1	4/5	6/30			30/79
	8	12/26	7/17		1/1	4/5	6/30			30/79
	9	12/26	7/17		1/1	4/5	6/30			30/79
	10	11/26	7/18		1/1	4/5	3/25		0/1 ^{*5}	26/76
	11	11/26	7/18		1/1	4/5	2/9			25/59
	12	11/32	7/18		1/1	4/4	2/6			25/61
明 45・ 大元	1	11/29	6/17		1/1	3/5	4/21		0/1 ^{*6}	25/74
	2	11/29	6/17		1/1	3/5	4/21		0/1	25/74
	3	11/29	6/17		1/1	3/5	4/24		0/1	25/77
	4	9/27	7/18		1/1	3/5	3/21		0/1	23/73
	5	9/27	7/18		1/1	2/4	3/21		0/1	22/72

名古屋学院大学研究年報

明 45 ・ 大 元	6	9/27	7/18		1/1	2/4	3/20		0/1	22/71
	7	9/27	7/18		1/1	2/4	3/20		0/1	22/71
	8	9/27	7/18		1/1	2/4	3/22		0/1	22/73
	9	9/27	7/18		1/1	2/4	3/28		0/1	22/79
	10	9/27	7/18		1/1	2/4	3/26		0/1	22/77
	11	9/27	7/18		1/1	2/4	2/26		0/1	21/77
	12	8/25	7/18			2/4	2/30		0/1	19/78
大 2	1	16/28	9/20			3/4	28/38			56/90
	2	16/28	9/20			3/4	28/39			56/91
	3	17/31	9/20			3/4	29/40			58/95
	4	17/31	9/20			3/4	33/44			62/99
	5	18/35	9/20		1/1	3/4	30/37			61/97
	6	17/34	14/25		1/1	3/4	30/37			65/101
	7	17/34	14/25		1/1	3/4	33/40			68/104
	8	16/33	14/25		1/1	3/4	40/45			74/108
	9	19/35	14/25		1/1	4/5	46/52			84/118
	10	18/34	12/20		1/1	4/5	47/53			82/113
	11	18/34	10/20		1/1	4/5	46/52			79/112
	12	18/34	10/20		1/1	4/5	49/55			82/115
大 3	1	11/13	10/20		1/1	4/5	11/57			37/96
	2	10/27	10/20		1/1	4/5	13/52			38/105
	3	9/24	10/20		1/1	4/5	14/51			38/101
	4	9/25	9/19		1/1	4/5	13/58			36/108
	5	9/25	9/18		1/1	4/5	13/50			36/99
	6	9/25	8/13		1/1	4/5	13/49			35/93
	7	9/25	8/13		1/1	4/5	15/53			37/97
	8	9/26	8/11		1/1	4/5	15/54			37/97
	9	9/27	8/14		1/1	3/4	14/49			35/95
	10	9/26	8/14		1/1	3/4	12/49			33/94
	11	9/26	6/13		1/1	3/4	12/48		1/4 ^{*7}	32/96
	12	9/26	5/12		1/1	3/4	11/47		2/5 ^{*8}	31/95

※1：表3-1・2は、『愛知県統計書』明治40～大正6年までをもとに作成。

※2：表3-1・2の国名と『愛知県統計書』に記載されている国名はそれぞれ次のように対応している。

米：亜米利加（明治40～42）・米国（明治43～大正5）・北米合衆国（大正6）、英：英国（明治43～大正5）・英吉利（大正6）、大：大不列顛国、加：英領加奈陀（大正6）、仏：仏蘭西国（明治40～42）・仏国（明治43～大正3）、独：独逸国（明治40～41）・独乙国（明42～大正元）・独逸（大正2）・独国（大正3～5）・独逸（大正6）、

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

中：清国（明治40～大正元）・支那（大正2～6）、韓：韓国、比：米領比律賓、波：波斯

※3：各数値はそれぞれ、斜線の左側が戸数、右側が人口数。

※4：比律賓島の人口

※5：露国の人口

※6：印度（英領）の人口

※7：露国の人口

※8：露国（1戸4人）と瑞典（1戸1人）各人口の合計

表3-2：『愛知県統計書』に記載されている大正4～6年の名古屋市在留の朝鮮人と台湾人と外国人

	朝鮮人	台湾人	外国人							合計 ^{※9}
			米	英	加	独	中	比	波	
大4	27(0) ^{※10}		27 ^{※11}	10		5	43			85
大5	23(1)		34	13		5	40			92
大6	63(3)	2(0)	21	3	12	6	40	2	1	85

※9：外国人の各項目の合計。

※10：以下、（ ）なしの数字は男性、（ ）内の数字は女性の人数。

※11：外国人の項目の各数値は各国の総人数。

1.4 『新愛知年鑑』⁹⁾

本史料は、新愛知新聞社などによって、昭和8～16年（1933～41）にかけて昭和9～17年（1934～42）版が発行された。それらのなかで、表4にあるように、昭和6年（1931）末、昭和10年（1935）5月末、同年（1935）12月末、昭和12年（1937）末、昭和13年（1938）6月、同年（1938）末時点での名古屋市の「在留外人」¹⁰⁾として、国（籍）ごとに男性と女性の人数が記されている¹¹⁾。また、昭和11年（1936）版以降には「寄留外国人数」として昭和9年（1934）末の区ごとの外国人数や同年の名古屋港上陸外人の人数などもある。

表4：『新愛知年鑑』に記載されている在留外国人人口^{※1}

	昭和6年 (1931) 末	昭和10年 (1935) 5月末	同年12月末	昭和12年 (1937) 末	昭和13年 (1938) 6月	同年末
米 ^{※2}	18 (28) ^{※3}	15 (25)	13 (17)	10 (2)	17 (11)	18 (16)
英	16 (16)	7 (5)	8 (6)	20 (19)	11 (6)	9 (8)
加		8 (5)	5 (8)	3 (4)	5 (4)	2 (1)
独	19 (15)	20 (25)	21 (18)	32 (19)	20 (16)	25 (29)
和	1 (1)	2 (2)	2 (2)	4 (2)	3 (1)	2 (1)
べ		1 (1)	1 (1)			
波		1			3	
ポ		3 (2)	3 (3)			

チ		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1
ハ		1 (0)	1			
ス			1	1	1	2
西					1	
中	491 (94)	385 (96)	301 (146)	155 (72)	161 (84)	153 (68)
満		11 (7)	6 (4)	10 (2)	4 (3)	9 (2)
露	28 (22)	33 (21)	35 (31)	29 (26)	15 (18)	26 (24)
土	3 (2)					
印		2	1			
比		2	2	1	1	2
タ			2	8	10	9
無				5	1	2
合計	576 (178)	492 (190)	403 (237)	279 (147)	254 (143)	260 (149)**4

※1：『新愛知年鑑』昭和9～16年版をもとに作成。

※2：表4の国名等と『新愛知年鑑』に記されている国名とはそれぞれ次のように対応している。

米：北米合衆国（昭和9～10）・米国（昭和12～13）、英：イギリス（昭和9～10）・英国（昭和12～13）、加：加奈陀（昭和10～13）、独：ドイツ（昭和9～10）・独逸（昭和12～13）、和：オランダ（昭和9～10）・和蘭（昭和12～13）、ベ：ベルギー（昭和10・5）、波：ポーランド（昭和10）・波蘭（昭和12）、ポ：ポルトガル、チ：チェッコ・スロバキア（昭和10～13）、ハ：ハンガリー、ス：スイス（昭和10・12）、西：スペイン（昭和13・6）、中：支那（昭和9～10・5）・中華民国（昭和10・12～13）、満：満州国、ロシア：ロシア（昭和9～）・ロシア（昭和10・5）・ロシア（白系ロシア）（昭和10・12）・白露（昭和12～13）、土：トルコ（昭和9）、印：印度（昭和10）、比：フィリッピン（昭和10）・比律賓（昭和12～13）、タ：シャム（昭和10・12～13・6）・タイ国（昭和13末）、無：無国籍（其他）（昭和12）・無国籍（昭和13・6）・其他（昭和13末）

※3：以下、（ ）なしの数字は男性、（ ）内の数字は女性の人数。

※4：昭和13年末の女性の合計は、『新愛知年鑑』では152人になっているが、実際の計算では149人。

1.5 その他の史料

①『The Japan Directory』

ジャパン・ガゼット社が発行した『The Japan Directory』では、明治36年（1903）と同37年（1904）のものに、名古屋市の「Foreign Residents」が記されている¹²⁾。明治36年（1903）は25人、同37年（1904）は33人の、それぞれ男女混合で名前（アルファベット表記）・住所・所属教会などが記されているが、各人の国籍はない。表1-2を参照すれば分かるように、『The Japan Directory』に記されている外国人は各年の名古屋に居住していた外国人全員ではない。また、そこに記されているのは欧米人だけである¹³⁾。

②『日本紳士録』

交詢社より明治22年（1889）に初版が発行された『日本紳士録』では、第12版（明治41年）～15版（同44年）、18版（大正3年）に各年の「本邦在住外国人」の「名古屋之部」として、一定金額以上の税金を納めた¹⁴⁾外国人それぞれの、名前（カタカナ表記）・職業が掲載されている。

国籍は記されていない。上記のような条件のため、掲載されている外国人はごく一部である。

③『大阪市京都市神戸市名古屋市経済便覧』（以下、『経済便覧』と表記）

商業興信所が明治35年（1902）に発行した本書の第3回改版（明治35年）において、明治34年（1901）度の「名古屋市在留外国人」として、「米国：男7人・女17人，英国：男3人・女6人，仏国：男3人・女0人」のように記されている。

1.6 小結

以上、各史料の内容を概観した結果、それぞれの年における名古屋市在留外国人の総数を掲載しているのは、『名古屋市統計書』、『愛知県警察統計表』、『愛知県統計書』、『新愛知年鑑』、『経済便覧』である。『名古屋市統計書』は明治28～昭和13年（1895～1938）、『愛知県警察統計表』は明治31, 33～36, 38年（1898, 1900～03, 1905）、『愛知県統計書』は明治40～大正6年（1907～1917）、『新愛知年鑑』は昭和6, 10, 12～13年（1931, 1935, 1937～38）、『経済便覧』は明治34年（1901）の名古屋市在留外国人の記録が記されている。そして、複数の史料の数値がみられる年代は、明治31, 33～36, 38, 40～大正6, 昭和6, 10, 12～13年（1898, 1900～03, 1905, 1907～17, 1931, 1935, 1937～38）である。

2. 『名古屋市統計書』と『愛知県警察統計表』の比較

両史料で外国人人口数が記されている年代の数値の比較結果を表5としてまとめた。表5を見て気付くのは、各数値は一致するものが少なく、各数値が矛盾なく全て一致する年は全くないことである。また、『名古屋市統計書』には記されていなくても、『愛知県警察統計表』には記録されている外国人もいる。たとえば、『愛知県警察統計表』明治31年（1898）の韓国人の記録や明治35年（1902）のドイツ人の記録などは、『名古屋市統計書』にはみられない。なお、名古屋市に清国人が最初に定着したのは明治35年（1902）とされており¹⁵⁾、このことは『愛知県警察統計表』の記録からも裏付けられる。さらに『愛知県警察統計表』からは、より詳細には明治35年（1902）9月に来名したことも分かる。

表5：『名古屋市統計書』と『愛知県警察統計表』に掲載されている各国人口数の比較（明治31, 33～36, 38年）

	米 ^{*1}	英	大	仏	独	中	朝	露
明31	3～8月○ ^{*2}	3～5月○	両方なし	○	3月○	両方なし	名なし	両方なし
明33	×	×	両方なし	×	○	両方なし	両方なし	両方なし
明34	×	3～12月○	両方なし	1～2, 10～12月○	名なし	両方なし	両方なし	両方なし
明35	×	×	名なし	3～12月○	名なし	9～12月○	両方なし	両方なし

明 36	12月○	×	名なし	4~9, 11~12月○	名なし	×	両方なし	両方なし
明 38	×	×	両方なし	×	両方なし	×	両方なし	名なし

※1：表5と6の国名はそれぞれ次のようである。米：アメリカ，英：イギリス，大：大不列顛国，加：カナダ，仏：フランス，独：ドイツ，中：ほぼ現在の「中国」，朝：朝鮮半島・韓国，露：ロシア，端：スウェーデン，比：フィリピン，印：インド，波：ペルシア。

※2：表5と6の見方について。たとえば、表5の註がついている「3～8月○」というのは、『名古屋統計書』の数値は、『愛知県警察統計表』の3～8月分の数値と一致しているということ。「○」は両史料の数値が完全に合致しているということ。「×」は『名古屋統計書』の数値が『愛知県警察統計表』のいずれの月の数値とも合致しないということ。「両方なし」は両方の史料に記述がみられないということ。「名なし」は『名古屋統計書』には記録がみられないということ。同じく「愛なし」は『愛知県統計書』には記録がみられないということである。

3. 『名古屋市統計書』と『愛知県警察統計表』と『経済便覧』の比較

3つの史料の数値が重なる年代は明治34年（1901）だけである。各史料にある国（籍）別の人数を比較すると、アメリカ人は、『名古屋市統計書』は27人、『経済便覧』は24人、『愛知県警察統計表』は25～33人となっており、いずれも合致しない。イギリス人の場合は、『名古屋市統計書』は8人、『経済便覧』は9人、『愛知県警察統計表』は8人となっており、『名古屋市統計書』と『愛知県警察統計表』が合致する。フランス人については、『名古屋市統計書』と『経済便覧』は3人、『愛知県警察統計表』は1～9月が2人，10～12月は3人である。次に、それぞれ男女の人数については、まずアメリカ人は、『名古屋市統計書』は男13・女14人、『経済便覧』は男7・女14人となっており、男性の数が一致しない。イギリス人は、『名古屋市統計書』は男5・女3人、『経済便覧』は男3・女6人で、いずれも一致しない。フランス人は、『名古屋市統計書』と『経済便覧』いずれも男3・女0人となっている。なお、『愛知県警察統計表』のみに、ドイツ人（1戸・1人）が記録されている。

4. 『名古屋市統計書』と『愛知県統計書』の比較

両史料で外国人人口数が記されている年代の数値の比較を、表6-1・2としてまとめた。表5と同様に各数値は殆ど一致しない。『名古屋市統計書』の数値と『愛知県統計書』の数値が一致し、矛盾が生じない年は大正4年（1915）だけである¹⁶⁾。

次に、両史料の数値の比較から明らかになったこととしては、『名古屋市統計書』大正3年（1914）の記録において「その他」に分類された者は12人（男7・女5）であるが、『愛知県統計書』の同年の記録を参照すると、その12人の内訳の一部は「ロシア人4人・スウェーデン人1人」であった。さらに、『名古屋市統計書』大正6年（1917）の記録において「その他」に分類された者は15人（男8・女7）であるが、『愛知県統計書』の同年の記録を参照すると、その内訳は「カナダ人12人・フィリピン人2人・ペルシア人1人」であったことも分かる。

明治～昭和前半期における名古屋市在留外国人に関する予備的考察

表6-1：『名古屋市統計書』と『愛知県統計書』に掲載されている欧米諸国各人口数の比較(明治40～大正6年)

	米	英	大	加	仏	独	露	瑞
明40	×	愛なし	名なし	両方なし	○	×	両方なし	両方なし
明41	12月○	愛なし	名なし	両方なし	10～12月○	12月○	両方なし	両方なし
明42	×	愛なし	名なし	両方なし	×	○	両方なし	両方なし
明43	3・6月○	12月○	両方なし	両方なし	○	○	両方なし	両方なし
明44	×	10～12月○	両方なし	両方なし	名なし	2～11月○	名なし	両方なし
明45・大元	4～11月○	×	両方なし	両方なし	1～11月○	1～4月○	両方なし	両方なし
大2	×	×	両方なし	両方なし	5～12月○	4～8月○	両方なし	両方なし
大3	×	×	両方なし	両方なし	○	9～12月○	名なし	名なし
大4	○	○	両方なし	両方なし	両方なし	○	両方なし	両方なし
大5	×	○	両方なし	両方なし	両方なし	×	両方なし	両方なし
大6	×	○	両方なし	名なし	両方なし	○	両方なし	両方なし

表6-2：『名古屋市統計書』と『愛知県統計書』に掲載されている欧米以外の各数値の比較(明治40～大正6年)

	中	韓	比	印	波	他
明40	×	12月○	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
明41	×	6～12月○	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
明42	12月○	12月○	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
明43	9月○	両方なし	○	両方なし	両方なし	両方なし
明44	×	両方なし	愛なし	両方なし	両方なし	両方なし
明45・大元	×	両方なし	両方なし	名なし	両方なし	愛なし
大2	×	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
大3	1月○	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし	愛なし
大4	○	名なし	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
大5	×	名なし	両方なし	両方なし	両方なし	両方なし
大6	×	名なし	名なし	両方なし	名なし	愛なし

5. 『名古屋市統計書』と『新愛知年鑑』の比較

まず、昭和6年（1931）の数値は両史料で完全に一致している。その年の第33回『名古屋市統計書』は昭和8年（1933）3月に、『新愛知年鑑』は同年9月に発行されているので、おそらく後者の記録は前者のものを参照したと思われる。また、昭和12年（1937）の記録も総数は合致し

ているが、『名古屋市統計書』では「その他」が男4人・フランス国籍が男1人、『新愛知年鑑』では「無国籍（其他）」が男5人となっている点が異なっている。その年の第39回『名古屋市統計書』は昭和14年（1939）4月に発行され、『新愛知年鑑』では同年10月に発行された昭和15年版に昭和12年の記録があるので、これも後者の記録は前者のものを参照したと思われる。昭和13年（1938）末の記録も、アメリカ国籍の女性の数以外は一致しており、『名古屋市統計書』が昭和15年（1940）7月に発行され、『新愛知年鑑』では同年11月に発行された昭和16年（1941）版に昭和13年（1938）の記録があるので、これも後者の記録は前者のものを参照したと思われる。つまり、『新愛知年鑑』の記録のうち、独自の情報といえるのは、昭和10年（1935）5月末、同年12月末、昭和13年（1938）6月のものである。

おわりに

『名古屋市統計書』は、44年間（明治28～昭和13年（1895～1938））もの長期間の毎年の名古屋市在留外国人数について記している。一方、本稿で利用したほかの史料の記録は断片的である。このため、『名古屋市統計書』は近代名古屋市に在留した外国人に関する考察では最も重要な史料であることが確認できた。

しかしながら、『名古屋市統計書』の数値を全面的に信頼することはできない。明治28～昭和13年（1895～1938）までの名古屋市在留外国人の人口数について、『名古屋市統計書』しか参照できない年代は、明治28～30、32、37、39、大正6～昭和9、11年（1895～97、1899、1904、1906、1917～1934、1936）であり、これら以外の年代に関しては複数の史料の記録が存在する。そして、複数の記録が存在している年代の外国人人口数について、各史料の数値が完全に一致したのは大正4年（1915）と昭和6年（1931）のみである。このことは、各史料で記されている数値の調査はそれぞれ別々に行われていたことを示していると思われる。各史料では記録内容が異なり、各史料の数値がどのように算出されたのか（調査方法はどのようなものであったか）不明なため¹⁷⁾、どの史料の数値が最も信頼できるものかは現時点では不明である。少なくとも言えることは、複数の史料が利用できる年代については『名古屋市統計書』以外の史料も参照しなければならない。

また、『名古屋市統計書』は毎年（おそらく）年に1回の調査時点での数値でしかないが、『愛知県警察統計表』と『愛知県統計書』は毎月、『新愛知年鑑』は昭和10年（1935）と13年（1938）は年2回の記録が記されており、『名古屋市統計書』では記されていない独自の情報を含んでいる。また、『名古屋市統計書』からは年ごとの人口数の変遷を考察することが可能であるが、『愛知県統計表』と『愛知県統計書』はさらに細かく、該当年の月ごとの変遷をたどることができる。このため、『名古屋市統計書』では得ることができない情報も、ほかの史料から得ることができる。

今後は、本稿で参照した各史料を利用し、外国人の居住場所の変遷や、各国コミュニティの詳細についても考察したい。

註

- 1) 名古屋市公式ウェブサイト内の「多文化共生の推進」
(<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/11-3-9-0-0-0-0-0-0-0.html>) 参照 (最終閲覧:2017年9月25日))
- 2) 本稿で扱う範囲の『名古屋市統計書』の書誌情報は次のとおり。愛知県名古屋市参事会『名古屋市統計年報』, 第1回(明治32年版)～9回(明治40年版), 名古屋市, 1900～1909; 愛知県名古屋市参事会『名古屋市統計書』, 第10回(明治41年版), 名古屋市, 1910; 名古屋市役所『名古屋市統計書』, 第11回(明治42年版)～40回(昭和13年版), 名古屋市, 1911～1940.
- 3) 張慧婧『名古屋華僑社会—その歴史と現状—』, ブイツーツリビューション, 2013.
- 4) 拙稿『戦前期の名古屋におけるタタール人の諸相:人口推移と就業状況を中心に』『名古屋学院大学論集:言語・文化篇』, 24-2 (2013), pp. 281-291.
- 5) 名古屋市総務局行政部統計課(編)『名古屋市百年の年輪—長期統計データ集—』, 名古屋市, 1989, p. 41.
- 6) 明治42年(1909)のみ「在住外国人」となっている。
- 7) 昭和5年(1930)からは「大都市協定様式」とも記されている。
- 8) 本稿で扱う範囲の『愛知県警察統計表』の書誌情報は次のとおり。愛知県警察部警務課『愛知県警察統計表』, 明治31年, 愛知県警察部, 1900; 愛知県警察部警務課『愛知県警察統計表』, 明治33～36年, 愛知県, 1901～1903; 愛知県第四部警務課『愛知県警察統計表』, 明治38年, 愛知県警察部警務課, 1906.
- 9) 昭和9～12年(1934～37)版は新愛知新聞社東京支社が, 昭和13年(1938)版は合資会社新々社が, 昭和14～17年(1939～42)版は新愛知新聞社が発行した。
- 10) 昭和6年(1931)末の記録のみ「在留外国人」と記されている。
- 11) 昭和10年(1935)版には, 昭和8年(1933)末の「愛知県下在留外国人」が記録されている。
- 12) 立脇和夫(監修)『The Japan Directory: 幕末明治在日外国人・機関名鑑』, 第29巻(1903年下)・31巻(1904年下), ゆまに書房, 1997.
- 13) 明治35年(1902)より名古屋には清国人あるいは支那人が居住するようになっていたが(表1-2および表2参照), 『The Japan Directory』に記されている各自の名前から判断すると, 彼らは記されていないようである。
- 14) 第12版(明治41年)では「所得税15円以上営業税30円以上」を納めた10人, 第13版(明治42年)では「所得税15円以上営業税30円以上」を納めた11人, 第14版(明治43年)では「所得税19円以上営業税50円以上」を納めた6人, 第15版(明治44年)では「所得税21円以上営業税51円以上」を納めた9人, 第18版(大正3年)では「所得税21円以上営業税51円以上」を納めた13人が掲載されている。
- 15) 張, 前掲書, pp. 30-31. ただし, 実際にはこれ以前にも清国人は名古屋市に來訪していた。たとえば, 名古屋市会事務局(編)『総合名古屋市年表:明治編』, 名古屋市会事務局, 1961では, 「明治2年(1869)10月28日」の項に「成瀬の旧邸を改修して中学校開校, 教師清国人金嘉穂, 英人ムーリエ等」(p. 131), 「明治33年(1900)4月」の項に「清国人の來名多く瀬戸に至り陶器の直取引をなすので瀬戸の陶業活況を呈す」(p. 309), と記されている。
- 16) 朝鮮人の記録は『名古屋市統計書』にはみられないが, これは明治43年(1910)の日本への朝鮮併合後, 同史料では朝鮮人を外国人とはみなさなかつたためであろう。
- 17) 調査方法として, 調査員が訪問して現住人口を調べる方法(実地調査), あるいは, 各警察署が備える登録簿のような記録を利用した方法などが考えられる。なお, 明治32年(1899)7月以降, 90日以上同一の市町村に居住する外国人は警察署への届出が義務づけられ, 各警察署において外国人の登録簿が作成されるようになった(『官報』第4805号(明治32年(1899)7月8日)「内務省第32号」「宿泊届其ノ他ノ件」参照)。そして, この登録簿が様々な統計の基礎となつたとされる(櫻井良樹「戦前期横浜と東京の外国人社会—取

締法制の変遷と統計的分析から」横浜外国人社会研究会・横浜開港資料館（編）『横浜と外国人社会—激動の20世紀を生きた人々』, 日本経済評論社, 2015, p. 4.)。たとえば、『The Japan Directory』では名前の後に「absent (不在)」と記されている者もいたことから、『The Japan Directory』における「Foreign Residents」は、登録簿と実地調査の結果をあわせて、作成されたものと推測できる。